

## コピー用紙及び印刷用紙に係る判断の基準等について（案）

### 1. 検討状況

本年度の分科会においては、コピー用紙に係る総合評価指標及び印刷用紙に関して、以下の2つの内容に係る検討を行った。

(1) 平成 21 年度より導入した判断の基準を満足するコピー用紙の市場動向の把握・分析及び供給状況を踏まえた適切な評価値の見直し

(2) 印刷用紙への総合評価指標の導入拡大の検討

これらの内容に関するこれまでの検討状況は、以下のとおりである。

#### (1) コピー用紙の市場動向の把握・分析、評価値の見直し

判断の基準を満足するコピー用紙については、本年 2 月の基本方針の閣議決定以降、製紙メーカーやコピー用紙のサプライヤ等から順次供給が開始されたところである。基本方針に記載されているとおり、平成 21 年度の 1 年間については、総合評価値 70 以上で特定調達物品とする経過措置が設定されている。平成 22 年度以降 80 以上に引き上げるためには、判断の基準を満足するコピー用紙の市場動向（評価値別の動向を含む）について、製紙メーカー各社から情報を収集するとともに、今後の供給状況について確認する必要があることから、コピー用紙及びクレーム情報等について、次の調査を実施した。

#### 【コピー用紙に係る調査】

- ① 判断の基準を満足するコピー用紙の供給状況、今後の供給見込みの調査（総合評価値別の把握）
- ② 国等の機関及び一般消費者からのクレーム情報、トラブル情報の収集（供給製品に対する品質面の評価）

上記の調査結果の概要は、以下のとおりである。

#### ① コピー用紙の供給状況・供給見込み

日本製紙連合会及び製紙メーカー各社の協力により、本年 4 月の総合評価指標導入以降の判断の基準を満足するコピー用紙の供給実績及び今後の供給見込み<sup>1</sup>について調査した結果は、表 1 のとおりである。

製紙メーカー各社が平成 21 年度の第一四半期に供給した判断の基準を満足するコピー用紙は、月平均で約 2 万ト<sub>ン</sub>となっており、総合評価値 70 以上 80 未満が約 1.5 万ト<sub>ン</sub>、80 以上が約 4.5 千ト<sub>ン</sub>程度であり、総合評価値 80 以上の製品が 2 割強という供給状況と

<sup>1</sup> 供給可能見込量であり、諸般の事情により変動するため、供給を保証するものではない

なっている。一方、今後の供給見込みについては、総合評価値 80 以上の製品が月間約 2 万ト<sub>ン</sub>となっており、70 以上 80 未満の製品の一部についても、今後 80 以上の製品に対応可能となるよう準備中とされている。

表 1 判断の基準を満足するコピー用紙の供給実績・供給可能量

単位：ト<sub>ン</sub>

総合評価値	販売実績量				供給可能量
	4月	5月	6月	月平均	
70～80未満	15,230	15,223	15,575	15,343	2,400
80以上	5,449	3,981	4,036	4,489	19,700
合計	20,679	19,204	19,611	19,831	22,100

古紙偽装問題発覚前の平成 18 年度におけるコピー用紙の特定調達物品<sup>2</sup>の国内出荷量は年間約 30 万ト<sub>ン</sub>であり、国等の機関の総調達量は年間約 5.8 万ト<sub>ン</sub>であった。

総合評価値 80 以上の製品の供給可能量は年間 20 数万ト<sub>ン</sub>となることから、平成 18 年度の実績をベースとすると、国内における特定調達物品の需要はほぼまかなえるものと考えられる。

## ② クレーム情報、トラブル情報

国等の機関や一般消費者からのクレーム情報、トラブル情報に関する調査結果の概要は、以下のとおり。

- 国の府省庁に対し、コピー用紙に関する情報提供を求めたところ、従前と同様であり、本年度において品質面に起因するクレームやトラブルが増加した等の情報は確認できていない
- 販売事業者に情報提供を求めたところ、新たな判断の基準を満足する製品に対する消費者からのクレーム情報は特にない
- 社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会を通じ、複写機メーカーに対し、情報提供を求めたところ、5 社から回答があり、3 社については総合評価指標の導入前後において大きな変化はないとの回答（2 社については用紙の販売方式等からデータ収集が困難であるため把握できないとの回答）

このように、国等の機関、一般消費者及びコピー用紙のサプライヤを兼ねる場合が多い複写機メーカーのいずれからも、新たな判断の基準を満足するコピー用紙について品質面に起因する顕著なクレームやトラブル情報は得られていない。

## （2）印刷用紙への総合評価指標の導入拡大の検討

上記（1）のコピー用紙の供給量等に係る調査と併せ、製紙メーカー各社に対して印刷用紙の供給量に関する調査を実施した。その結果、塗工されていない印刷用紙（非塗工用紙）については月間約 1.1 万ト<sub>ン</sub>（古紙パルプ配合製品の約 3/4）、塗工されてい

<sup>2</sup> 判断の基準は「古紙パルプ配合率 100%かつ白色度 70%程度以下であること」

る印刷用紙（微塗工用紙及び塗工用紙）についても月間約 1.1 万トﾝ（古紙パルプ配合製品の約 3 割）が古紙パルプ配合率 70%以上の製品となっている。

現行の印刷用紙の判断の基準は、塗工されているか否かにかかわらず、古紙パルプ配合率 70%以上が必須条件となっており、以下に示す判断の基準（案）においては、現行の判断の基準を満足する製品のすべてが特定調達物品に該当するように総合評価指標の指標項目及び重み付けを検討・設定することとした。

印刷用紙に係る品目分類としては、これまでの「印刷用紙（カラー用紙を除く）」「印刷用紙（カラー用紙）」から「塗工されていない印刷用紙」「塗工されている印刷用紙」に変更する。その結果をまとめたものが表 2 である。

また、第 2 回分科会において議論となった評価値及び総合評価値に関する考え方としては、

- 紙に求められる品質・機能等は用途・目的により異なることから、用途・目的を踏まえた総合評価値の設定を優先すること
- 調達担当者や一般消費者のわかりやすさを優先すること

とし、コピー用紙と同様に総合評価値 80 以上で特定調達物品とする（同一の総合評価値でグリーン購入法の適合とする）。

指標項目のうち、コピー用紙と同様に印刷用紙の原料組成を基本項目とする。また、塗工されている印刷用紙の場合は塗工量を、塗工されていない印刷用紙の場合は白色度をそれぞれ加点項目とする。ただし、ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む）については、白色度に代わって印刷に係る判断の基準に示された A ランク（紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの）の紙である場合は加点項目とする。

表 2 印刷用紙に係る総合評価指標の指標項目及び配点（案）

指標項目 用紙種類		基本項目			加点項目	
		古紙パルプ配合率	森林認証材・間伐材パルプ合計利用割合	その他持続可能性を目指したパルプ利用割合	白色度※	塗工量
塗工されていない印刷用紙	対象	○	○	○	○	—
	範囲	60~100%	0~40%	00%	~75%	—
	指標値	50~90	0~40	0~20	15~0	—
塗工されている印刷用紙	対象	○	○	○	—	○
	範囲	60~100%	00%	00%	—	~30g/m <sup>2</sup>
	指標値	90	00	00	—	15~0

注：ファンシーペーパー又は抄色紙については、印刷に係る判断の基準に示された A ランクの紙である場合加点

## 2. 判断の基準等について

コピー用紙及び印刷用紙に係る判断の基準等（案）については、以下のとおりとする。

### （1）コピー用紙

コピー用紙については、総合評価値 70 以上で特定調達物品とする経過措置を終了し、平成 22 年度より総合評価値 80 以上で特定調達物品とする。

### （2）印刷用紙

印刷用紙については、現行の判断の基準を満足する製品についてはすべて特定調達物品となるように指標項目及び重み付けを設定し、総合評価指標を導入する。

また、印刷用紙に係る品目分類は「塗工されていない印刷用紙」「塗工されている印刷用紙」に変更する。

各指標項目及び指標値の算定方法は、以下のとおりである。なお、各指標項目については、基本的にコピー用紙と同様の考え方で選択している。

#### ① 古紙パルプ配合率（最高 90 点）

$$y_1 = x_1 - 10 \quad (60 \leq x_1 \leq 100)$$

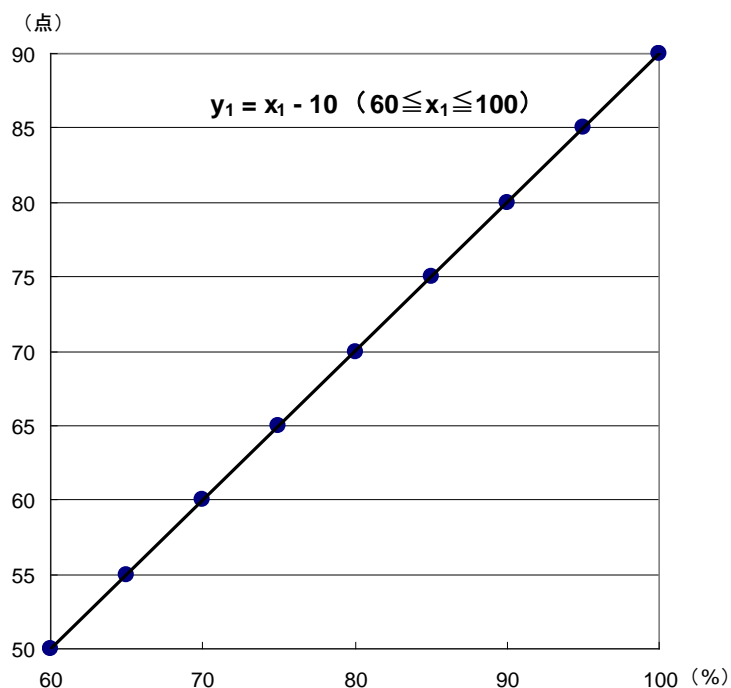


図 1 古紙パルプ配合率の評価式・配点

- 世界の森林面積は 2000 年から 2005 年までの間に、年平均 730 万 ha の森林が減少

- 2007年における我が国のパルプ材の72%が輸入材であり、紙の原料の多くを海外の森林に依存
- 廃棄物の削減、資源の有効利用の観点、及び環境保全上重要な森林資源への需要圧力の緩和による公益機能の維持等の観点から、古紙パルプの利用を極力推進していくことが最も重要かつ基本的な考え方とし指標項目として設定

② 持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ

ア) 森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合（最高40点）

- 森林認証材及び間伐材については、古紙と同等の環境価値を有するものと評価
- 森林認証材は持続可能な森林経営を推進するための有効な手段
- 間伐材は森林保全、京都議定書の森林吸収源確保のための利用拡大が極めて重要な取組
- 森林保全、森林吸収源の確保、持続可能な森林経営の観点から、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計配合割合を指標項目として設定

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 40)$$

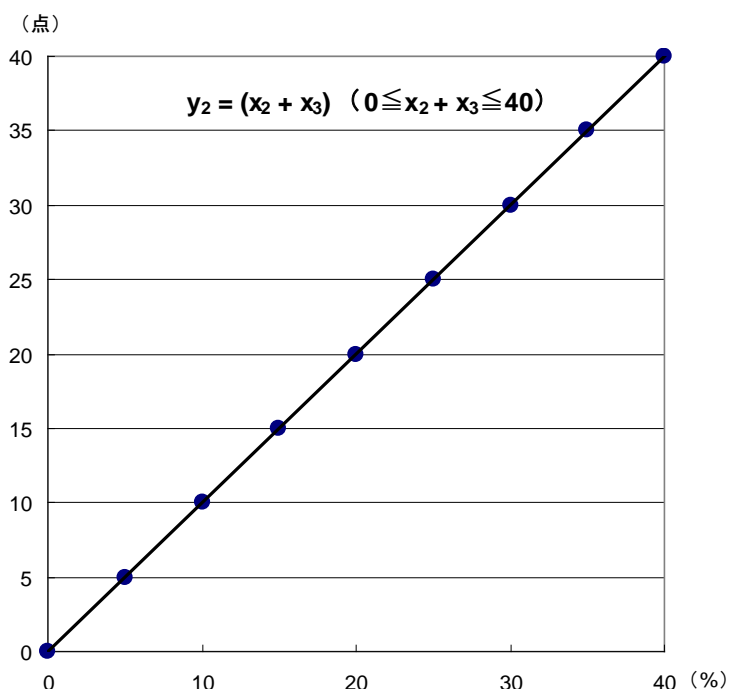


図2 森林認証材・間伐材パルプ利用割合の評価式・配点

イ) その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（最高20点）

- 森林資源の循環的・持続的利用の観点からの経営、生物多様性の保全等の

環境的優位性や労働者の健康安全への配慮等の社会的優位性の確保に配慮された森林から産出された木材に限り調達するとの方針に基づくパルプの普及は、持続可能な森林経営に向けた取組の着実な進展を図る上で有効な手段

- 資源の有効利用、森林保全等の観点から、廃木材、建設発生木材、低位利用木材及び廃植物繊維の再・未利用木材を原料として使用することは重要な取組
- 森林吸収源の確保、持続可能な森林経営、資源の有効利用等の観点から、その他の持続可能性を目指したパルプ配合割合を指標項目として設定

$$y_3 = 0.5x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 40)$$

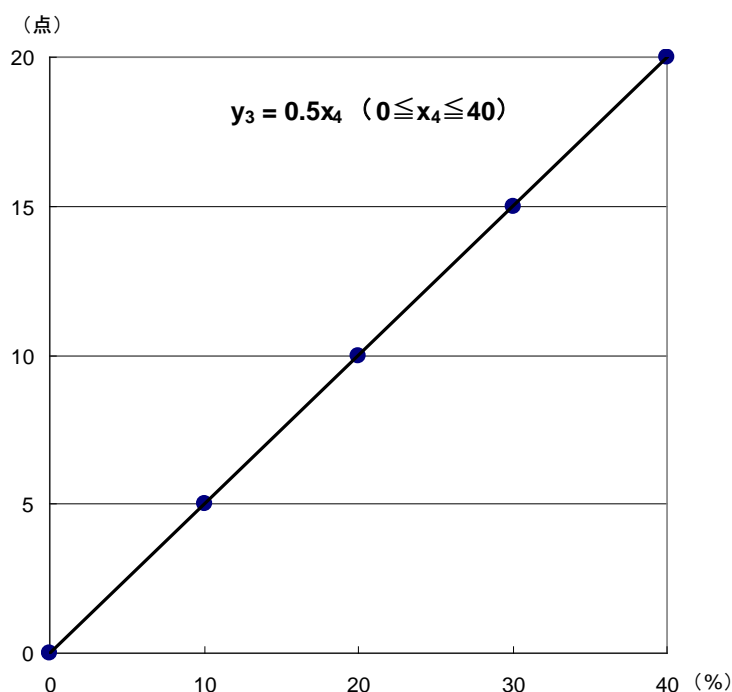


図3 その他持続可能性を目指したパルプ利用割合の評価式・配点

### ③ 白色度（最高 15 点）【加点項目】

白色度は、塗工されていない印刷用紙に加点項目として適用される。

ただし、ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む）については、白色度に代わって印刷に係る判断の基準に示された A ランク（紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの）の紙である場合は  $y_4=5$  の加点措置、それ以外の紙である場合は  $y_4=0$  とする。

- 必要以上の白い紙の製造のために環境負荷の増大につながるおそれ（漂白剤、化学薬品使用、製造エネルギー増加、歩留まり低下等）

- 新聞古紙、雑誌古紙、ミックスペーパー等の市中回収古紙の利用促進（環境負荷低減のための出なりの白さを評価）
- ファンシーペーパー又は抄色紙については、印刷物の古紙としての利用促進の観点からリサイクル適性を評価

$$Y_4 = -x_5 + 75$$

$$(60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

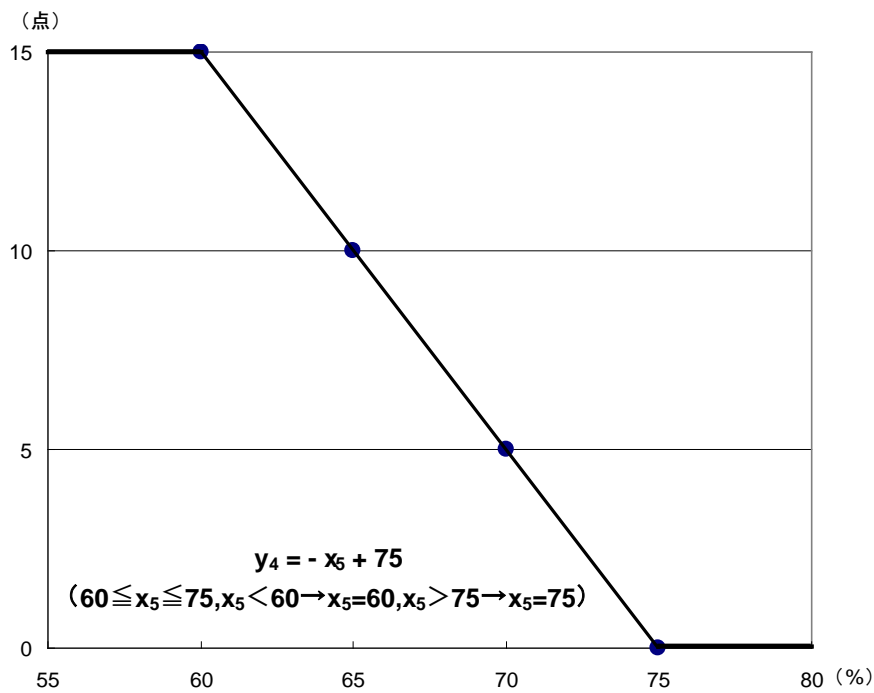


図4 白色度の評価式・加算値

④ 塗工量（最高15点）【加点項目】

塗工量（両面塗布量）は、塗工されている印刷用紙に加点項目として適用される。

- 表面塗工は、印刷適性などの品質を向上させるが、その古紙をパルプにする場合、製紙スラッジの増大をまねく
- 廃棄物削減の観点から、塗工量を低減することが必要

$y_5 = 15$	$(0 < x_6 \leq 10)$
$y_5 = 10$	$(10 < x_6 \leq 20)$
$y_5 = 5$	$(20 < x_6 \leq 30)$
$y_5 = 0$	$(30 < x_6)$

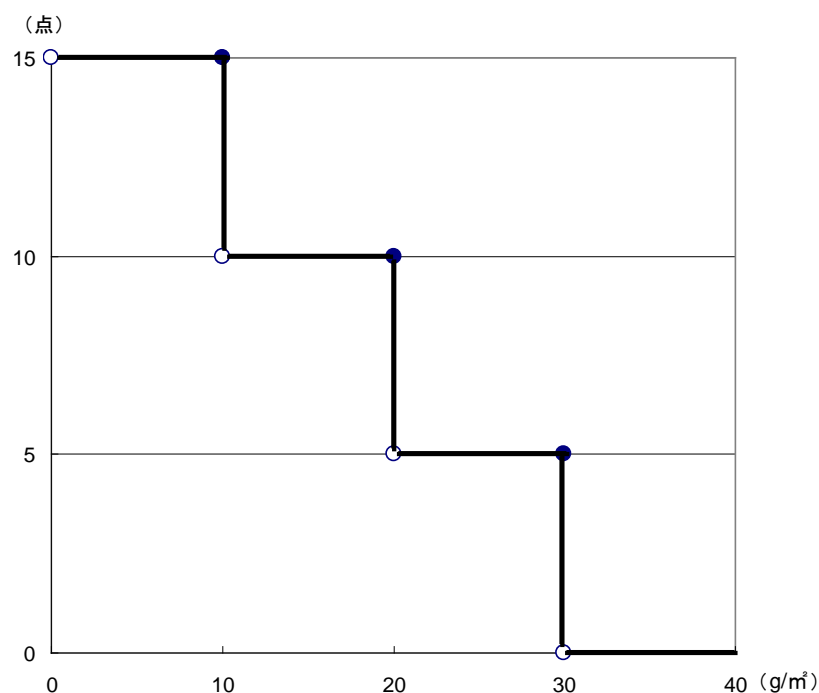


図5 塗工量の評価式・加算値

#### ⑤ 総合評価指標

塗工されていない印刷用紙の場合は、上記①～③の合計値である総合評価値 (Y<sub>1</sub>) が80以上を特定調達物品とする。

塗工されている印刷用紙の場合は、上記①②及び④の合計値である総合評価値 (Y<sub>2</sub>) が80以上を特定調達物品とする。

$$Y_1 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 \geq 80$$

$$Y_2 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_5 \geq 80$$

#### ⑥ 総合評価指標に係る情報提供

印刷用紙については、流通に代理店、卸商、断裁事業者、加工事業者等が介在しており、最終製品も複数の加工工程を経る場合が多く、印刷用紙の包装等に総合評価値を表示することは現実的に困難であることから、印刷用紙の銘柄ごとに総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できることを要件とする。



### 3. 今後の課題

#### (1) 原料供給の増加

コピー用紙の場合、総合評価指標の基本項目として「環境に配慮された原料を使用したパルプ」を指標項目としているが、判断の基準を満足するコピー用紙の安定供給等の観点から、森林認証材パルプ及び間伐材パルプについては、クレジット方式を採用している。しかし、特に間伐材パルプについては、「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠した証明書が付いたクレジット方式の利用が可能となる原料供給が極めて少ないことから、今後さらなる供給の増加が求められる。

#### (2) 指標項目・重み付けの見直し

本年度は、コピー用紙について総合評価指標が導入され、運用がはじまった段階であるため、特段の不都合がない限り、指標項目及び重み付け等の見直しは行わないこととするが、引き続き、各製紙メーカーの環境配慮への取組状況や社会的な反響の検証、市場動向等を多面的・総合的に評価するための情報を収集し、現状把握を行う。

なお、今後見直しを実施する場合は、製品の流通在庫や製品への表示等に要する期間を勘案し、製紙メーカー、流通事業者等への影響が少なくなるよう配慮することが必要と考えられる。

#### (3) 生産済製品に係る経過措置の設定

平成 22 年 3 月 31 日までに製造されたコピー用紙のうち、総合評価値 70 以上 80 未満の製品については、平成 22 年 4 月 1 日以降も引き続き、特定調達物品等とみなすこととする。

#### (4) 印刷事業者への周知・普及

印刷に係る判断の基準等の見直しにおいて、印刷役務の調達に当たっては、平成 22 年度より資材確認票による確認を行うことを予定していることから、印刷事業者に対する印刷（役務）及び印刷用紙の判断の基準等の周知・普及が重要となる。このため、環境省においても全国 10 箇所において開催するグリーン購入法基本方針ブロック別説明会や社団法人日本印刷産業連合会との連携の下、見直し内容の周知・普及を図り、新たな判断の基準等への円滑な移行に努めるものとする。

なお、資材確認票の確実な運用に資するため、印刷事業者の確実な情報管理及び印刷用紙の供給・流通に携わる事業者の適切な情報提供が必要である。

#### (5) 情報開示の促進

製紙メーカー各社は投入損紙量の削減に向けた取組を行っているところであるが、適

切な情報提供の観点から、製紙メーカー各社において、古紙パルプ等配合率検証制度を通じ、損紙に関する情報を含め第三者による監査・評価を受ける、または損紙に関する情報を開示するなど可能な限り自主的な取組を推進するよう努めることが望まれる。